

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十九号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項事務の欄中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を削り、7を5とし、8を削り、同欄9中「受理」の下に「（准看護師に係るものを除く。）」を加え、同欄中9を6とし、10を7とし、11を削り、12を8とし、13を削り、同欄14中「受理」の下に「（准看護師に係るものを除く。）」を加え、同欄中14を9とし、15を10とし、16を削り、17を11とし、18を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。